〇 主文

原告の請求はいずれもこれを棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

〇 事実

第一 当事者の求めた裁判

一原告

- 1 被告厚生大臣が昭和四四年五月七日付でした原告申請による毒物及び劇物取締法四条一項に基づく毒物・劇物輸入業の登録を拒否する旨の処分を取消す。
- 2 被告国は原告に対し六〇、五二八、〇〇〇円及びこれに対する昭和四四年七月 一六日から支払ずみまで年五分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 4 右第2項につき仮執行の宣言
- 二 被告ら
- 1 主文と同旨
- 2 仮執行の宣言がされる場合は担保を条件とする仮執行免脱宣言
- 第二 当事者の主張
- 一原告の請求原因
- 1 原告は、肩書地において輸入業を営む者であるところ、昭和四〇年ごろ西ドイツのゲアハルトハイマン株式会社から護身用噴霧器TRA"-GA-SSG一〇〇一号を若干輸入し、日本ではストロングライフ一〇〇一号という名称で販売していた(以下、右噴霧器をストロングライフという。)。

このストロングライフは、西ドイツで考案されたものであり、プロムアセトンの四パーセント稀溶液をポケツトサイズのカートリツジに充填し噴霧状にして噴出させるものであって、ブロムアセトンの催涙作用を利用した護身具である。

2 ところが、昭和四〇年一〇月二五日政令第三四〇号をもつて毒物及び劇物指定令が改正され、右ブロムアセトンが劇物に指定されたので(同指定令二条八七号の二)、ブニムアセトン及びこれを含有する製剤を輸入するについては、毒物及び劇物取締法(以下単に法という。)三条二項、四条一項の規定により、被告厚生大臣による輸入業の登録を受けたければならなくなつた。

による輸入業の登録を受けたければならなくなつた。 そこで、原告は、昭和四一年六月一一日法四条二項により被告厚生大臣に対してストロングライフを輸入するについて輸入業の登録を申請した。

ところが、被告厚生大臣は、原告が右申請をしてから二年余も経過したのち、昭和四四年五月七日付で原告に対し、ストロングライフは、劇物であるその内容液を人又は動物の眼に噴射し、その薬理作用によつて永続的なものではないとしても諸種の機能障害を生じさせ、開眼不能の状態に至らしめるものであり、かつ、それ以外の用途を有しないものであるとの理由で、前記申請に係る輸入業の登録を拒否する旨の処分(以下、本件処分という。)をした。

3 しかしながら、本件処分は違法である。すなわち、右登録は、法五条、毒物及び劇物取締法施行規則(以下単に規則という。)四条の四にその基準が規定されているところであり、右に定める欠格事由のないかぎり厚生大臣がその登録申請を拒否できないところのいわゆる覊束行為に属する。原告は、その規定された要件を具備していたのであり、登録を拒否される理由はない。よつて、本件処分は違法である。

4 原告が前記申請をする以前の昭和四〇年一二月一六日に、原告は厚生省薬務局薬事課長の提出依頼に応じてストロングライフに関する十分な資料を厚生省側に提出しているし、また、右申請がされてからも厚生省当局と原告との間には種々の交渉が重ねられてきた、このように、被告厚生大臣はストロングライフの性質につき十分知つていたのである。ところが、被告厚生大臣はその登録を約二年余も放置していたので、原告が昭和四三年九月二一日不作為の違法確認の訴を提起してその責任を追求したところ、被告厚生大臣は弁解に窮しストロングライフの輸入業の登録を当然すべきであるのにあえて本件処分をしたのであり、本件処分は被告厚生大臣の故意による違法処分である。

また、被告厚生大臣は、被告国の公権力の行使にあたる公務員であり、その職務を行うにつき本件処分をした。

5 本件処分によつて、原告は次のとおりの損害を被つた。

原告は、前記申請をしたのち、被告厚生大臣が速やかに輸入業の登録をするものと信じ、昭和四四年七月五日西ドイツのゲアハルトハイマン株式会社からストロングライフ二四、〇〇〇本を買入れる契約を締結した。ストロングライフの一本あたり

の輸入原価は四七八円であり、原告はそれを日本で一本あたり三、〇〇〇円で販売する計画であつたし、また、その可能性も十分あつた。従つて、原告は、ストロングライフー本あたり二、五二二円の利潤をあげることが可能であつたのであり、二四、〇〇〇本では六〇、五二八、〇〇〇円となるので、本件処分によつて同額の損害を被つた。

では、厚生省の担当事務官らは、昭和四○年一○月二五日ごろ原告代表者に対して書類上の欠陥がなければ一か月ほどで登録処分がされるであろうから、速やかに申登録される見通しである旨表明しているうえ、更に、同年ごろ同省係官らは報道関係者に対して欠格事由がないので許可せざるを得ない状態であると発表していたのであるから、原告が右の事情で申請後まもなく登録処分がされるものと信じて前記契約を締結したのは当然である。また、申請前に原告が若干輸入していたストロングライフは、わが国では非常に好評であり購入希望者が殺倒していたので、仮に、ストロングライフを輸入できれば二四、○○○本を売り尽すことは容易であつた。従つて、本件処分と右損害との間には相当因果関係がある。

- 6 よつて、原告は、被告厚生大臣に対しては本件処分の取消しを、被告国に対しては前記損害の賠償として六〇、五二八、〇〇〇円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である昭和四四年七月一六日から支払ずみまで年五分の割合による遅延損害金の支払いをそれぞれ求める。
- 二 請求原因に対する被告の認否及び主張
- 1 請求原因 1、2の事実はいずれも認め、同3の主張は争う。 同4のうち、被告厚生大臣が原告から昭和四〇年一二月一六日ごろストロングライフに関する資料の提出を受けたこと、被告厚生大臣が被告国の公権力の行使にあたる公務員であり、本件処分がその職務を行うにつきされたものであることは認めるが、その余の事実は争う。

ところで、輸入業の登録の基準については、法五条、規則四条の四に規定されているが、これらはいずれも輸入業者の毒物及び劇物の貯蔵、陳列、運搬の設備に関するものであつて、その要件に適合しない場合は、直ちに国民の保健衛生上の危害が発生するものと予想されるので、これをもつて絶対的登録拒否事由にしたものと解される。しかしながら、設備の不備がなくてもなお国民の保健衛生上有害な状態が発生するおそれがある場合、すなわち、当該品目の輸入を許すことが不可避的に国民の保健衛生上の危害を発生させることとなり、かつ、その危害の程度が当該品目

の輸入によつてもたらされる社会的利益よりも著しいことが確認された場合など合 理的な理由がある場合には、法が被告厚生大臣に登録権限を付与した趣旨にかんが み、法令上そのことを制限する明文がない以上、被告厚生大臣は当該品目について の輸入業の登録を拒否する処分をなしうるものと解すべきである。 もともと、ストロングライフは、第一次世界大戦において催涙ガスとして使用され たことにより知られているプロムアセトンの溶液を内容物とするものであり、専ら 人あるいは動物の目に噴射され、その薬理作用によつて諸種の機能障害を生じさせ、開眼不能の状態に至らしめる目的をもつて製造されたものであつて、それ以外 の目的をもつものではない。すなわち、ストロングライフは、法が防止しようとし ている保健衛生上の危害をむしろ積極的に発生させるために使用されるものであ る。また、ストロングライフは、護身具ではあるが、これを輸入し市販した場合、 一般人が急迫した状況下で有効かつ適切に護身の効果を上げうるか否かは疑問であ るうえ、過剰防衛にわたり、あるいは更に犯罪行為、悪質ないたずらなどの反社会 的行為に使用されるおそれもあるのである。 このように、ストロングライブは、その輸入によつてもたらされる社会的利益より もそれによつて生ずる保健衛生上の社会的危険性の方がより顕著であると認められ、法が実現しようとしている毒物及び劇物による保健衛生上の危害発生の防止と いう公益目的に照らし、被告厚生大臣がしたストロングライフの輸入薬の登録拒否 には合理的な理由があるということができるので、本件処分は違法ではない。 また、輸入業の登録基準のうち、設備に関するものは、法五条の規定を受 けて規則四条の四に定められているが、右規則四条の四によれば、毒物又は劇物が 貯蔵、運搬などされる際に飛散などして容器の外に流出するのを防止することを重 財職、運搬などでれる際に飛取などして各額のがに加出するのを開出することを呈視していることは明らかである(規則四条の四第一項二号ロ、ハ、四号、二項参照)。ところで、ストロングライフは、スプレー式カートリツジに充填されたまま輸入され、日本でもそのまま市販されようとしているのであるから、プロムアセトンはストロングライフのカートリツジによって貯蔵、運搬されることとなる。した し、ストロングライフは、むしろ内容物を「飛散」させることに使用目的があるの であるから、明らかに規則四条の四第一項二号ロ、ハ所定の基準に適合しないもの である。仮に、右の基準に適合しないとはいえないとしても、右の規定を類推適用して、あるいは毒物及び飛散の防止を最も重視している右規定の趣旨に照らし、被 告厚生大臣はストロングライフについての輸入業の登録を拒否することができるも

(三) 被告厚生大臣が本件処分をするにつき二年余も要したのは次の理由による。すなわち、ブロムアセトンは一応劇物に含まれるものではあるが、ストロングライフは人体に直接発射して眼粘膜を刺激して催涙させるものであり、それ以外に使用しえないから、ストロングライフは薬事法二条一項三号にいう「人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物」に該当し、医薬品に含まれるとも考えられ、そうであれば法の規制を受けないこととなる。この点で検討を要し、また、その危険性についても関係官庁に検討を依頼し、有識者に意見を聞く必要があつたのである。従つて、最終的な結論に達するまでに日時を要したのであり、いわれなく処分を遅らせたものではない。

三 被告の主張に対する原告の認否及び反論

のというべきである。

は、ストロングライフの輸入について原告に法五条所定の欠格事由がなく、かつ、規則四条の四所定の設備に関する基準に合致している場合は、一義的に輸入業の登 録をしなければならないものである。そして、原告には右法規に照らして、登録を 拒否すべき事由は何らないのであるから、本件処分は違法である。

仮に、被告らがその主張(一)において述べるように、法の公益目的に照 らし合理的な理由があれば毒物及び劇物の輸入業の登録を拒否できると解しても、 なお以下のとおり本件処分は違法である。

(1) ストロングライフに、それを噴射しても純プロムアセトンのような強力な作用はもたず、眼に加えられるごく軽度の刺激も開放された場所に出ることにより速かに回復して何らの後遺症状も惹起しない。それでいてこの器具は護身用として 襲撃者を撃退するのに非常に効果がある。また、それは婦女子でも簡単に作動で き、操作は安全であり、暗闇でも方向を誤ることがない。また、他の兇器類のよう に相手方を殺傷することなく相手方の兇器の使用を未然に防ぎ、多数の相手方に対 しても撃退の効果をもつのであつて、爆発の危険はまつたくない。このように、ス トロングライフは、国民の安全のために極めて有用であつて危険性は少いから、輸 入を制限すべき合理的な理由はないというべきである。

原告は、ストロングライフについて被告厚生大臣に輸入業の登録を申請す (2) るとともに、昭和四一年五月一一日静岡県知事に対してストロングライフの販売業 の登録を申請していたところ、昭和四一年七月五日付をもつて右登録がされ、その 際、同日付でストロングライフの販売につき静岡県衛生部長名で次のとおりの指示 がされた。すなわち、(イ)販売・授与先は、官公庁、会社、公団、学校、事業場等の警備用などのためにストロングライフを適正に使用、保管する者に限定すること、(ロ)本品には販売・授与先の経路を明確にするため一本毎に異る記号(又は 番号)を付すること、(ハ)販売、授与にあたり毒物及び劇物取締法に規定する護渡手続を実施する外、常時本品の現在高数量が判明するように受払簿を備え、前記 の記号(又は番号)を記載しておくこと、(二)本品が適正な使用目的以外に使用 でれないよう説明書等を添付すること、(ホ)販売、授与等の目的で輸送又は携行するときは、紛失、盗難等のないよう厳に注意すること、(へ)本品を卸売した場合は、販売先においても前記(ハ)と同様の販売手続をとること、(ト)本品について紛失、盗難若しくは人身に対する事故等が発生した場合はすみやかに最寄りの保健所なることは経験窓間に見出ること。 保健所あるいは警察署に届出ること。

原告が、従前輸入していたストロングライフについては、右指示を守つて販売して いたのであり、これから輸入するものについても右の指示、制限のもとでのみ市販 されるのであるから、ストロングライフを輸入しても危険性はほとんどない。従つ て、ストロングライフの輸入を制限するにつき合理的な理由があるとした本件処分 は違法である。

被告厚生大臣が本件処分をしたのは、法の目的である保健衛生上の危険の (3) 防止という見地を越えて、治安雑持の目的をもつてしたのであつて、被告厚生大臣 の権限を越えていることは明らかである。

更に、被告厚生大臣は、原告の輸入業登録申請をその職務を怠つて約二年余もの間 いたずらに放置した。原告が昭和四三年九月二一日被告厚生大臣に対して東京地方 裁判所に不作為の違法確認の訴を提起すると、被告厚生大臣は、本来直ちに登録許 可をしうるものを長期間放置して原告に多大の損害を与えてきたので、今さら右申請に応じて登録処分をするわけにもいかず、むしろ登録拒否処分をすれば原告にとつて当初から輸入しえなかつたこととなるのであるから、原告が被告厚生大臣の怠 慢を責めえなくなるとして、苦しまぎれに本件処分を敢行したのである。 右のような事情のもとでは、本件処分につき被告厚生大臣に裁量権の濫用があつた

ものというべきであり、本件処分は違法である。

被告は、ストロングライフは内容物の流出を防止するどころかむしろ「飛 散」させることを目的としているので規則四条の四所定に適合しない旨主張する が、規則四条の四は通常の貯蔵運搬の際の事故の防止を目的としているのであり ストロングライフは護身の目的で内容物を噴射させるのであつて正当な目的をもつ ものであるから、被告の主張は右規則の言葉尻のみをとらえてその決意を理解しな いものである。

被告 五 原告の反論は全部争う。

第三 証拠(省略)

理由

請求原因1、2の事実はいずれも当事者間に争いがない。

これで、本件処分の適法性につき検討する。本件処分は、原告がしたストロン デライフの輸入業登録申請に対する拒否処分であるので、まず、毒物及び劇物に関 する法の規制について見ると、毒物及び劇物は、一方では医療及び化学工業などの 分野で有益であると同時に、その薬理作用によつて国民の保健衛生に対して危害を もたらす可能性が強いものであるから、右危害を防止する観点から、法はまず一般 的に毒物及び劇物の製造、輸入、販売の各営業を禁止し、一定の要件を具備する場合にのみ右一般的禁止を解除することとしている(法三条、四条、五条)。すなわ 被告厚生大臣の製造業、輸入業の登録を受けなければ、毒物及び劇物の製造、 輸入をすることができず(法三条一項二項)、また、都道府県知事の販売業の登録を受けなければ、販売、授与、またはそれらの目的で貯蔵、運搬、陳列をすることができない(法三条三項)。そして、法五条は、専ら登録を拒否する事由として、 「厚生大臣又は都道府県知事は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録 を受けようとする者の設備が、厚生省令で定める基準に適合しないと認めるとき、 又はその者が第十九条第二項若しくは第四項(登録の取消・業務の停止)の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して二年を経過していないものであると きは、第四条(営業の登録)の登録をしてはならない。」と定め、更に、設備の基 準については規則四条の四において次のとおり定められている。すなわち、輸入業 に関するものとしては、「二 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。イ 毒物又は劇物と他の物とを区分して貯蔵できるもので 合するものであること。イ あること。毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。ハ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしるいる。 フロボカ 中のなるれがないものであること - 毒物又は劇物を貯 下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。ニ 毒物又は劇物を貯 蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけ ることができないものであるときは、この限りでない。ホー毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固 なさくが設けてあること。

三 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。四 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。」とされている。このように、法規は、一定の人的欠格事由をあげるほ か、専ら毒物及び劇物の貯蔵、運搬などの設備が不備であることあるいは管理の体 制が不十分であることをもつて登録拒否事由としている。しかし、右規定の仕方を みると、前記の一般的な禁止を解除するにつき解除要件をかけ、それを充足すると きは積極的に登録がされるべきものと規定しているのではなく、いわば消極的な面 から登録拒否事由をかかげるという形式をとつている。従つて、右登録拒否事由に該当すれば、登録が拒否されることになるのは当然であるけれども、毒物及び劇物につき、保健衛生上の見地から必要な取締りを行うことを目的としている法の趣旨に照らし、右登録拒否事由がなければいかなる場合でもそれだけで直ちに当該登録 申請を許可すべきものとは必ずしもいえないのである。思うに、法五条、規則四条 の四が専ら設備の不備をもつて登録拒否事由としたのは、毒物及び劇物の社会生活 上の通常の取扱方法を想定したうえ、それらが流出あるいは飛散するなどして保健 衛生上の危害の発生の可能性が強いと考えられる場合のみをかかげたのであつて、 前記法の目的、趣旨にかんがみると、必ずしも登録拒否の場合をそれだけに限定す る趣旨のものと解することはできない。例えば、前記の拒否事由は何ら存しないけれども、その品目の輸入業などの営業を許すときは、右拒否事由が存する場合と同 程度あるいはそれ以上に保健衛生上の危害発生の危険性が予測されるような場合な どには、法が毒物及び劇物の取締りを行う目的、趣旨に照らし、厚生大臣として は、法五条、規則四条の四を類推適用して当該品目につき輸入業などの登録を拒否 することができるものと解するのが相当である。すなわち、毒物及び劇物につき輸入業などの登録申請がなされた場合、被告厚生大臣は、単に法五条、規則四条の四所定の拒否事由の有無について判断するにとどまらず、右拒否事由がない場合においても、当該登録を許すことによって保健衛生上の安全を明らかに害すると認める。 ときは、前記法の目的及び趣旨に照らし、法五条、規則四条の四を類推適用して登 録拒否処分をすることができるものと解するのが相当である。

原告は、この点について、法五条、規則四条の四の拒否事由がなければ、直ちに登録処分なすべく処分庁が覊束されている旨主張するが、前叙の観点から右主張は採用できない。

三 1 そこでストロングライフの性質について検討する。検甲第一号証によれば、ストロングライフは直径三センチメートル余り、長さーニ・五センチメートル余り、長さーニ・五センチメートル余り、長さーニ・五センチメートル余り、長さーニ・五センチメートル余り、長さーニ・五センチメートル余り、長さーニ・五センチメートルの円筒形の噴霧器であると認められるところ、ストロングライフの内容物が劇がであること、ストロングラと、その使用目的は襲撃してくる人または動物の眼に対して右内容物を噴射しようとのであることについてはいずれも当事者間に争いがない。そして成立に争いのない、第一号証、第二号証の一ないし三、第三号証の一、二、第四号証、証人B、同日の各証言に鑑定人Dの鑑定の結果を総合すると、ストロングライフの催涙作用の効果及び眼機能に与える効果は次のとおりであることが認められ、同認定に反する証拠はない。

3 原告は、この点につき、ストロングライフは護身用として高い利用価値があり 社会的有用性が顕著である旨主張するが、ストロングライフのもつ性能については 前叙のとおりであり、これによる社会的危険性を予防する社会的利益の方がその護 身具としての利用価値に優先すべきものであること先に説示のとおりであるから、 右主張は採用できない。 また、原告は、すでにストロングライフについては、昭和四一年七月五日付で静岡県知事から販売業の登録処分を受けており、その際、原告の反論(二)(2)記載のとおりの内容の条件を付されたので、右条件を厳守して販売すれば社会的危険性はない旨主張するが、仮に、原告が右条件を厳守したとしても、ストロングライブが大量かつ広範に市販されることになれば、その流通の末端においてストロングライフの現実の取扱いを適正に管理することは事実上不可能であると思料されるから、原告主張のような販売方法によったとしても、ストロングライフの悪用の危険性を払拭することはできないというべきであつて、原告の右主張は採用の限りではない。

4 このようにストロングライフのもつ前叙のような社会的危険性はすなわち保険 衛生上の危害発生の危険性にほかならず、その市販を許すときに、右危険の発生を 具体的に招来する相当の蓋然性が認められるので、被告厚生大臣はストロングライ フにつき、法五条、規則四条の四の類推適用により、輸入業の登録を拒否できるも のと解され、以上の点では本件処分に原告主張の違法はない。

四本件処分は、原告の申請がされてから約二年一〇か月を経過したのちにされているが、前顕乙第一号証、第二号証の一ないし三、第三号証の一、二、第四号証、証人E、同Cの各証言に弁論の全趣旨を総合すれば、本件処分にあたつて厚生省側の担当官らがストロングライフに関する法律問題及び危険性の有無などにわたり種々検討を加え、関係官庁に検討を依頼している事実が認められるのであり、また、本件処分をめぐり容易でない種々の問題点が存することは本件訴訟の経緯からも窺われるところであるから、本件処分がされるまでに約二年一〇か月を要したことのみをもつて、直ちに本件処分が違法となるものとはいえない。

また、原告は、被告厚生大臣が本件処分をするにあたつて、法の目的である保健衛生上の危険の防止という見地を越えて、治安維持の目的をもつて批判した旨主張するが、同被告が本件処分をした理由は前叙のとおりであつて、他に右主張を認めるに足りる証拠はない。

更に、原告は、被告厚生大臣は原告から不作為の違法確認の訴を提起されたので、 原告の追求を不可能にする意図をもつて本件処分をした旨主張するが、本件全証拠 によるも被告厚生大臣に右の意図が存したことを認めることはできないから、右主 張は採用できない。

従つて、以上によれば、本件処分をするにあたり被告厚生大臣に裁量権の濫用があったと認めることはできないから、この点でも本件処分に原告主張のような違法はない。

五 叙上のとおり、本件処分には何ら違法はないので、その余の争点につき判断するまでもなく原告の本訴請求は理由がないからいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 高津 環 牧山市治 慶田康男)